

【中村主幹】 定刻になりましたので、富山県社会福祉審議会 第3回福祉基本計画専門分科会を始めさせていただきます。

まず初めに、有賀厚生部長から御挨拶申し上げます。

【有賀厚生部長】 お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

日頃より本県の社会福祉施策に御理解、御協力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症につきましては、その対策、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、皆様にはそれぞれのお立場で御尽力を賜っておりますことにも感謝を申し上げます。

本日は、本年9月20日の任期満了に伴う委員一斉改選後、初めての会議となりますが、この福祉基本計画専門分科会においては、福祉計画の改定作業のため、委員の皆様には継続して御就任いただき感謝申し上げます。ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日の第3回専門分科会では、11月25日に予定しております第1回社会福祉審議会に提案するため、パブリックコメント案について御審議いただきたいと思っております。委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【中村主幹】 それでは、事務局から委員の出席状況について報告させていただきます。

福祉基本計画専門分科会の委員総数は11名でございます。現在6名の委員に御出席いただいております。富山県社会福祉審議会運営規程第3条第2項の定足数に達しておりますことを御報告いたします。

なお、宮田伸朗委員、宮田求委員につきましては、しばらく遅れて到着すると御連絡が入っております。

また、松浦委員の代理として、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区富山ブロック協議会から池原谷副会長に御出席いただいております。

続きまして、事前に資料を席の上に準備しております。その資料の確認をさせていただきます。

まず次第、次に配席図、委員一覧、そして資料としまして、資料1、資料2、資料3、資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料5、添付としまして、参考資料1、参考資料2、参考資料3を席上に置かせていただきました。不足などございませんでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては大橋会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【大橋会長】 改めまして、こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど有賀部長の御挨拶にもありましたが、参考資料3で、一番後ろのほう、後ろから2枚目か3枚目になるかと思いますが、富山県社会福祉審議会、福祉基本計画専門分科会、関係課WGと書いてございます。その福祉基本計画専門分科会の中ほどのところに第3回分科会、パブリックコメント案の審議、これが今日11月18日ということになります。

そして、部長の御挨拶にありましたように、その左側、11月下旬、社会福祉審議会、これが第1回の審議会、11月25日の2時半から行われるそうでございます。今日は18日で審議会が25日で1週間しかないのですが、できればこの第1回社会福祉審議会に専門分科会の討議の結果を御報告して、御了承が得られればパブリックコメントに入りたいと、こういう手順でございます。そのことを頭に入れて今日の御審議をいただければありがたいと思っております。

それでは早速、この間、皆様方からいただいた、あるいは関係団体等の皆様からいただいた意見、そしてそれを基に関係課のワーキンググループで原案をまとめていただきましたので、これを事務局から御報告いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【今井参事】 厚生企画課の今井です。それでは早速、資料1、A3横長の資料から御説明させていただきます。

第三次改定版の概要(案)ということで、前回からの修正箇所を中心に説明をさせていただきます。

まず、左上の計画をめぐる現状と動向でございますけれども、少し目新しさを打ち出すという観点で記載をしておりますが、1つ目は、地域共生社会の説明書きとしまして、「全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる」といった文言を追加しております。

4つ目の○ですけれども、ここには「ロボット・AI・ICT等の活用による介護者負担の軽減」を追加しております。

その下、5つ目ですけれども、「人口減少と高齢化の更なる進行」、2行目ですが、「「人生100年時代」を迎え65歳以上の高齢者も社会の担い手に」という文言を追加しております。

また、その下、7つ目ですが、SDGsの理念を踏まえた取組の強化といたしまして、この文中に新たに、「外国人、性的少数者などへの理解促進」を追加しております。

次、真ん中の計画の目標を御覧いただきたいと思っております。

前回の案は、右上のほうに矢印を引っ張って上を四角に囲ってございますが、前回案ということで書かせていただいておりますが、前回の案を確認いたしますと、～誰もが安心・幸せを感じる とやま型地域共生社会の構築～、2行目にキャッチフレーズとしまして、《真の幸せ「ウェルビーイング」の向上を目指して》という原案をお示ししておりました。

これにつきまして、前回の分科会では高城委員から、この「幸せを感じる」という言葉と「真の幸せ「ウェルビーイング」の意味がダブっているという御意見、また宮田伸朗委員からは、現行の2行目の「つなぐ・結ぶ・支え合う」というアクションが見えないといった御意見をいただいたところでございます。

このため、これらの御意見を踏まえまして、今回の案は真ん中ですけど、「誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す とやま型地域共生社会の実現」といたしまして、2行目のキャッチフレーズは、現行どおりの「人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》」としております。

また、惣万委員からはウェルビーイングの意味がよく分からないといった御意見をいただきましたので、その点につきましてはこの資料の右の上のほうに書かせていただいておりますが、ウェルビーイングの定義、意味を注釈として掲載したところでございます。

続きまして、資料4-1、計画書の本体を説明させていただきます。資料4-1、4-2、4-3とそれぞれ別冊にしているものを御覧いただきたいと思っております。

第1編、計画策定からまいりますけれども、主な修正点はアンダーラインを付しておりますの

で、御確認をお願いしたいと思います。

4ページ目を御覧ください。

(4) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係を追記したところでございまして、県では、県の各種行政計画の策定時や改定時にこういったSDGsの理念を反映して、さらに施策目標と17の目標との関連を記載するという方針がございまして。

このため今回の計画改定におきましては、1つには、計画の前文として4ページにSDGsの理念を踏まえた計画であるといったこと、また、計画の推進によりSDGsを推進するといった旨を記載したところでございまして。

さらに、計画に掲げます施策とSDGsの17のゴールのうち、関連する目標が分かりますように記載いたしますために、本計画に関連するゴールとして、表にございまして、目標1、3、5、10、11、16の6つのゴールを記載したところでございまして。

続きまして、少し飛びますが18ページを御覧ください。

このページは地域福祉の現状で、その中の地域課題の顕在化という項目の中の一つであります。⑤ヤングケアラーへの支援を追加いたしました。

ここでは令和2年度の全国の実態調査結果の概要を記載しておりますけれども、県内のヤングケアラーの状況につきましては、現在実施しております実態調査結果を踏まえて追記予定としております。

続きまして、19ページの上、⑥ひきこもりの状況を御覧ください。

現行計画では、平成27年度の国勢調査結果による県内の15歳から34歳までの若年無業者数の推移を掲載しておりましたが、今回はそれを改めまして、この表にありますように、令和元年度末の県調査による県内の広義のひきこもり群の推計人数ということで掲載いたしました。

続きまして、20ページを御覧ください。下のほうの⑧障害者の工賃の状況でございまして。

平成29年度から令和3年度までの県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額を、全国平均と比較をして新たに掲載しております。

続きまして、22ページを御覧ください。(7) 介護職員の必要数の推計です。

令和3年7月に国が公表しました介護職員の必要数につきましては、2019年度の実績、それから2023年度、2025年度、2040年度の推計を本県と全国を比較して新たに掲載しております。

続いて、24ページを御覧ください。

24ページは、2の地域福祉をめぐる課題ということで、これは第1回の分科会でお示ししておりますが、14の課題、今日配付しております参考資料につけてございまして、それぞれの項目とその内容を記載したものでございまして。

27ページ以降は、福祉施策の制度改正ということでございまして。

特に(2)の障害者福祉施策におきましては、下から3行目、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を記載したところでございまして。

また、27ページから下の児童福祉施策の関係につきましては、次のページの28ページの上でございまして、去る6月に成立いたしましたこども家庭庁設置法並びにこども基本法の記載を追加しております。

さらに、その下の②社会福祉法人制度改革につきましては、次のページに参りますが、29ペ

ージの上のほうにありますように、今年4月の社会福祉連携推進法人制度の創設を記載しております。

最後、その下の③「地域共生社会」実現に向けた検討につきましては、令和3年4月からの重層的支援体制整備事業の創設を記載したところでございます。

以上が第1編の主な追記等の修正箇所でございます。

続いて、資料4-2が計画の内容ということでございまして、この説明に当たりましては資料2を御覧いただきたいと思っておりますけれども、A3縦の大きな資料が3枚ついております。これに沿って御説明いたしますので、こちらを御覧いただきたいと思っております。

資料2ですが、この一覧表は、表頭の右にございます備考欄に今回対応いたします14の課題に対する新規の追加施策、これは2枚ものです。それから最後は変更ということで、3枚目は変更を加えた箇所を取りまとめたものでございます。それぞれ計画のページ順に施策体系ごとに改定案を記載しております。

なお、資料4の表紙の下に記載しておりますけれども、令和5年度当初予算編成の状況を踏まえて、今後、新規施策を追加していく予定にしております。

それでは、資料2を御覧いただきますと、新規施策の追加についてであります。右のほうの対応する14の課題に沿って順に御説明をいたします。

1の包括的・重層的支援体制の整備ということですが、表の通し番号が1からずっと順番に振ってございますが、この番号に基づいて説明いたします。重層の関係については4番の通し番号がありますけれども、県内の事業実施に向けました研修会の開催ですとか情報提供の充実を図っていくことにしております。

また、下のほうに10番ということで同じ重層の事業を書いておりますが、この事業を実施いたしますために、複数の相談支援機関等の相互間連携による支援に向けた研修の実施ということを掲げております。

それから、対応課題の5番目、福祉・介護人材の確保・定着につきましては、通し番号6、7、8に記載のような、元気高齢者によります介護助手制度の導入促進、それから介護福祉士養成校と地域住民との交流のための取組、そして外国人材を活用するためのマッチングの支援といったものを掲げております。

それから11番、介護予防、高齢者のフレイル予防の観点につきましては、フレイル予防など必要となります生活改善、介護予防の取組を支援するといったこと、それから、次のページに参りまして、2ページ目の通し番号の34番にありますように、低栄養やフレイル予防のため、高齢期に不足しがちなたんぱく質や脂質などの多様な食品を摂取するなど正しい食生活の普及、それから、3枚目の一番下でございまして、7番の通し番号になりますが、eスポーツ体験会、そういったものの普及による運動の普及・啓発といったことで、介護予防、高齢者フレイル予防の対策を取っていくということでもあります。

それから、1ページ戻りまして12番の課題、児童虐待の予防と対応の関係につきましては、児童相談所の機能強化と相談体制の整備。これはもう少し具体的に3ページ目の通し番号6にも書いてありますように、児童相談所の職員体制の強化、それから富山児童相談所の移転改築を含む機能強化ということにしております。

1ページ戻りまして、14番の医療的ケア児への支援という観点につきましては、医療的ケア児コーディネーターによります地域での相談支援体制の充実、それから医療的ケア児を持つ保護

者同士の交流に対する支援、それから2ページ目の31番でございますけれども、医療的ケア児等支援センターによります関係機関の連携体制の構築支援ということであります。

1ページ目へ戻りまして、15番、災害等への体制整備の観点でございますけれども、福祉専門職による災害派遣福祉チーム員、いわゆる富山DWA Tの養成及び登録ということによります派遣体制の整備充実としております。

また、16から18については介護サービスの安定的・継続的提供ということで、16番にはBCPの策定支援、実地訓練の実施支援、それから介護施設におけます新型コロナの感染拡大防止対策への支援、そして、感染時に介護職員を応援派遣する協定を県では締結しておりますけれども、こういったことによるサービスの安定的・継続的提供ということでございます。

次、19、20は障害者の就労、工賃向上の観点でございます。これはサービス事業所と農業法人とのマッチング支援といった農福連携の観点を入れておりますし、また、障害者優先調達推進法に基づきます調達方針をつくり、就労支援施設からの優先的発注を進めていくといったことを掲げております。

一番下、24番から26番は生活困窮者への支援の観点でございます。新型コロナによりまして生活困窮者が増えてきているという中におきましては、引き続き就労・家計支援、それから求職支援といったことについて支援体制を充実していきますほか、特例貸付の制度がこの9月末で終了いたしましたけれども、今後は償還が開始されていくということでありますので、そういった償還が困難な方へ引き続きフォローアップ支援、さらにはアウトリーチ支援といったようなことでございます。

2ページ目に参りますけれども、自殺予防の観点では、28番ですが、「富山県こころの電話」による相談対応を引き続き記載しております。

また、質の高い介護サービスの提供の観点につきましては、3ページ目を御覧いただきますと、3ページ目の通し番号5番でございますが、この改定案の欄を御覧いただきますと、1つには介護ロボット、ICTの導入支援があります。また、介護サービス事業者を対象とした先進事業所見学会を開催いたします。

さらに、5つ目のポツですけれども、来年4月に開設予定のとやま介護テクノロジー普及・推進センター、これは仮称であります。このセンターを活用いたしました体験展示、各種研修の実施、先進事例の紹介等による介護テクノロジーの普及啓発、活用促進を図ってまいります。

それから、開発企業を対象とした意見交換会開催をはじめ、介護テクノロジーの展示によりまして情報提供を行うといったことを掲げております。

2ページ目へ戻りまして、通し番号32番はひきこもり者等への支援ということですが、ひきこもり地域支援センターによります支援機関への専門性の高い助言及び支援困難事例についての調整としております。

最後、孤独・孤立対策につきましては37番から39番ですけれども、総合的な相談窓口の設置等によるひきこもり対策の強化をはじめ、ひきこもり地域支援センターによります専門性の高い助言、それから困難事例の調整、それから先ほども出てまいりましたが、「富山県こころの電話」による相談対応ということで、ざっと掲げているところでございます。

以上、計画書の内容についての主な新規項目を中心に御説明させていただきました。

最後に資料3ですけれども、A4縦の1枚の資料を御覧いただきたいと思います。

資料3は、今回の改定版における指標の案をお示ししています。

現行計画におきましては、3つの施策の柱ごとに主な施策の達成すべき指標を設定しております。その状況を進行管理しております。

今回の改定に当たりましては、現行の指標自体の一部を見直したり、あるいは新規に追加する指標や削除する指標について御説明したいと思います。

資料4-2も併せて御覧いただくこととなりますけれども、資料4-2の27ページをお開きください。

ここで、5番目の病児・病後児保育事業実施箇所数、並びに6番目の放課後児童クラブ数、この2つの指標につきましては、既に現行計画の目標、これは令和8年度を目標年度としておりますが、これらを達成しておりますので、今回の指標から削除したいと考えております。

その代わりに新たに2つの指標を新設いたします。

1つは、こども食堂の設置数です。令和3年度26か所設置されておりますけれども、5年後の2027年度、それから10年後の2032年度に向けて、こども食堂の設置支援を通じまして増加を目指してまいります。

それから、その下、ひとり親（母子世帯・父子世帯の親）の正規就業率は、平成30年時点でそれぞれ53.9%、71.3%でありますけれども、これも資格取得促進や就労支援を通じまして増加を目指してまいります。

次、28ページを御覧ください。上から4つ目の指標については新設指標となりますけれども、介護施設におけますロボット及びICTの導入の支援件数を累計で掲げております。これはあくまで県の補助金を活用されて介護ロボット等を導入されました県内事業所数を毎年度累計で進行管理していこうとするものでございます。

去る6月29日に開催されました県内関係団体の皆様との意見交換の中でも、県の老人福祉施設協議会の会長さんから、介護ロボット等の導入はもう避けて通れない重要な課題であるといった御意見もございましたので、今回の改定においては非常に重要な指標として位置づけをしたいと考えております。

また、下から2つ目、障害者の工賃月額平均額を新設いたします。県内就労継続支援B型事業所におけます工賃の実績でございます。

これは、14の課題の中の12番目の課題として掲げているものでありまして、第1回の分科会におきましても、高城委員から障害者の工賃アップは大きな課題であるといった御意見もいただいておりますので、今回新設したいと考えております。

また、一番下、災害派遣福祉チーム員養成者数ですけれども、これは避難所によって災害時に要配慮者に対する福祉支援を行います福祉専門職から成る支援チーム、富山DWA Tが令和3年に設置をされております。

設置に向けて、令和2年度から県社協においてチーム員の養成研修及び登録が行われております。令和4年度累計で125名の方が養成されておりますけれども、今後の災害時の福祉的な支援体制を強化するという観点で、今後さらなる増加目標を設定するものでございます。

それから、第3章の「しくみづくり」の指標といたしましては、この資料の一番最後のページとなりますけれども、そちらを御覧ください。

下から2つ目の丸新ですけれども、重層の支援体制整備事業実施市町村数を新設したいと考えております。

今後、県内での同事業を実施する市町村を増加させていく必要がございます。現在、氷見市、

富山市の2市が既に実施済み、それから、高岡市が令和6年度からの実施に向けて、今年度、移行準備事業を実施されていると聞いております。これを新たに設定いたします。

それから、削除する指標といたしまして、一番下でありますけれども、市町村の地域福祉計画策定市町村数、これは今年度時点で既に県内15市町村、全市町村が策定済みとなりましたので、計画目標達成ということで削除したいと考えております。

以上の追加、削除等を踏まえて、今回の改定案については6つの新規指標を追加設定して、3つの既存指標を削除いたしますので、現行計画と比較いたしますと、全体で30指標から33指標の3指標増加という形で考えております。

指標の説明を含め、資料の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【大橋会長】 ありがとうございます。

なかなか時間がタイトなので、事前に皆さんにお配りして丁寧にチェックしていただく時間的余裕がなくて申し訳ございませんでした。

それで、今改めて聞いておまして、例えば資料4-1の24ページに、この第三次計画で取り上げるべく新たな課題というのを14項目挙げたわけですね。第二次計画で掲げられた項目がどれだけ進捗しているのかどうかというのは、いろいろ指標でチェックをするわけですが、従来の第二次計画では十分につかみ切れていなかった点、つかみ切れていなかったと言ったら少し語弊があるかもしれませんが、その分も新たに取り上げるものとして14項目挙げました。

ですが、今日、縦長の資料を見ていただくと分かるんですが、そこに第2編、24ページの救援・救護体制の強化で、かなり感染症対策、新型コロナ対策を含めて出てきているわけです。

だとすると、整合性を持たせるという意味では、14の検討課題だけではなくて、やっぱり感染症対策というのを1項目起こしておいたほうがいいかなということも、実は皆さん方に意見をお聞きしたいということになります。

細かいことはいっぱいあるかと思いますが、大きなところでいくとそれが一つでございます。

それから、資料2を見ていただきまして、第二次改定から第三次改定に向けて14あるいは15の検討課題をやってきたんですが、中でも重要なのは、第2編の通し番号4の包括的・重層的支援体制の整備、これは急速に厚生労働省で動いているわけですし、この部分の書き込み方がこれでいいかどうかということも実は御検討いただきたい。

私は、相当変わるのではないかと、5年後には福祉行政なり福祉施策の考え方が根本的に変わってしまうのではないかとぐらいに思っているわけですし、私の受け止め方は、市町村を第1層とすると、第2層を介護保険でいうところの日常生活圏域、いわゆる地域包括支援センターの圏域における専門多職種連携と、それから第3層の小学校区レベルのコミュニティーですね。民生委員さんとか自治会だとか、そういうレベルの活動をどう充実化させるかというのが一つの大きなポイントになるのかなと思っているわけです。

コミュニティーの形成のところは今、厚生労働省だけではなくて、内閣府も総務省も非常に力を入れているところがございますので、前回は確か宮田求委員さんが言われたように思っていたんですが、コミュニティーをどうするのかという問題、これと専門多機関とがどういうふうにつながるか、あるいは施設経営をしている法人の地域貢献とがどういうふうにつながるのか、この辺のところ非常に大きな課題かなと。そういう意味では重層的支援体制整備事業の書きぶりのところが一つ大事かなと。

大きな2つ目は、やっぱり介護ロボット、ICT、AIというようなことが相当進むんだらう

と思っております、富山県でも来年の4月には介護テクノロジーセンターあるいは介護テクノロジー普及・推進センターと仮称で呼ばれているセンターを設置したいということなので、それが主に高齢者分野は書いてあるんですが、6番の障害者分野とか子供の分野までどんなふうに進むのかなんてまだ見当がついていないところがありますけれども、そんなことが大きな2つ目の問題としてあるかなと思っております。

3つ目は、こども家庭庁が設置をされて、まだよく見えないところがありますけれども、子供分野が児童相談所での虐待防止と体制強化だけでいいのか、何か新たなものを付け加えておく必要があるのか、その辺の論議もあるかなと。

4つ目はやっぱり感染症で、今までも日本ではSARSとかそういうことで随分騒いだわけですが、コロナの終息が見えない中で感染症なりBCPがどうなるのかと。特に高齢者施設、障害者施設、子供の施設で随分クラスターが出たわけですし、この辺のところは14項目と第二次計画との違いをチェックするだけじゃなくて、新たに我々が強調したほうがいいのかどうかということを少し意識してお話をいただければありがたいということになります。

それから、まだ国の動向がよく見えないのですが、1つは、障害者分野で国連の障害者権利条約の委員会から日本政府に勧告が出て、成年後見制度は不十分だと、あの代行制度は不十分だという指摘を受けているわけで、その辺のところはどうなってくるかよく分からないんですね。

今国会でも出されてくるんだろうと思いますが、障害者施策の様々な改正案が出てきていました。これがどうなってくるのかまだ見えないということと、もう一つは、非常に私が気になっているのは、この6月に骨太の方針2022の中で公益法人の見直しということが指摘されて、これは大崎委員に聞けば分かるのかもかもしれませんが、もう一度社会福祉法人の見直しがあって、社会福祉法人というのは要らないんじゃないかという話をされるのか。

この間、大阪府の会議で出ておりましたが、ある社会福祉法人は固定資産税だけで5,000万円、もう一方は2,000万円払わなくちゃいけない。佐賀県に行ったら、佐賀県は保育園をやっている法人ですけど、そこでも500万円の固定資産税だと。そうすると、今ぎりぎりで行っているところが、法人の見直しになったらとてもじゃないけど経営が成り立たないというようなことを考えて、これからの数年間の間にこの辺の動きはどうなるのか、それをどう書き込むのかというのは非常に気になっていて、現段階の確定したところでしか書けないんですけれども、この辺の論議をぜひ委員の皆さんから意見があればいただきたいなと思っております。

一応、座長としてやや気になることをお話ししておいて、皆さんの意見を聞きながら事務局と整理をしたいなと思っております。

じゃ、どうぞ御自由に御質問、御意見がありましたらいただきたいと思っております。

宮田求委員も宮田伸朗委員も駆けつけられましたので、今日はこれでフルメンバーでございますから、どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

まず大崎委員さん、社会福祉法人の見直しは、まだ経営協も独自では始まっていない？

【大崎委員】 さきの法改正によって、社会福祉法人の中でも考えが改まって進んでいる面もあって、地域における公益的な取組も大分進んでまいっております。

情報開示では、社会福祉法人の法改正によって進んだところが評価されております。私の理解や情報がどこまで適しているのかどうか分かりませんが、医療法人にこういったことを進めていくような、方向性のほうが、今、進んでいると聞き及んでおります。

【大橋会長】 社会福祉法人などの社会福祉協議会の基金は相当狙われていると思いますけど、もう一つは医療法人。骨太の方針の中身はよく分からないんですけどもね。だとすると、施設経営法人の地域貢献は評価されているから、このままで大丈夫ということですかね。

【大崎委員】 大丈夫というより、大分進んではきているものの、まだまだ未実施のような、考えているけれども具体的に取り組んでいくのはこれからという法人様もいらっしゃる様子ですので、実施率をさらに高めていく、100%に高めていくということに注力しようという状況でございます。

【大橋会長】 どうなんですか、富山県は。進んでいるほうなんですか。遅れているほうなんですか。

【大崎委員】 富山県は進んでいるほうです。

【大橋会長】 なら、安心しました。

高城委員さん、どうなんですか。富山市の社協の立場ですけど、障害者施設との関わりが深い高城委員さんとしてはどうなんですか。

【高城委員】 富山市でも社協で社会福祉法人連絡会というのを実施して、年に1回の勉強会程度みたいな形が今のところの現状なので、そこで具体的に社会貢献のどんな活動をするのかというところの議論は、私は会議に出ていないのでよく分からないんですけど、進んでいないんじゃないかと。連絡会をつくったほうがいいんじゃないかという話は、社協にいたときにそんな話をしていまして、例えば成年後見の法人後見ですね。そういうのを連絡会でやれないかといったことも当初言ったりしていたんですが、まだまだそこまではっていないというのが現状かと思えます。

【大橋会長】 でも、大阪府だとか香川県などでは、既設法人と市町村社協と民生委員とが一緒になっているいろんなことをやるんですよ。多分これが重層的支援体制整備事業では求められてきて、社会福祉法人の見直しをすれば、単体の法人が地域のために地域貢献しなさいというレベルじゃ済まないんじゃないかというのが、私の認識になりつつあるんですね。オール福祉で地域のために何かやらないと、個々の法人が貢献すればいいという、そのレベルではなくなってきているのかなということはあるんですが、その辺はどうなんですか。

【大崎委員】 おっしゃるとおりでございます。地域における公益的な取組を進めなくてはいけないという認識は、それぞれの法人さんがお持ちなんですけど、やはり規模の大きさですか、あとは地域性ですか、得意分野とか弱みもございまして、一法人だけでやり切れるところと、まだ足踏み状態で意欲はあるけど迷っているという法人さんもおありのようです。

ですから、先ほども出ましたが、社会福祉連携推進法人制度の機能を生かして、横つながりで仲間同士で得意分野を生かしながら連携してやっていこうということをまず取り組んで進めていくことをお勧めす啓蒙も進んでおります。

【大橋会長】 事務局とも相談いたしますけど、どの程度書き込んだらいいのか。その辺は、ぜひ大崎委員さんなり高城委員さんは、意見があったら事務局に伝えていただければありがたいということだと思います。

ほかにはどうでしょう。どうぞ、林委員さん。

【林委員】 市町村の立場でいうと、やっぱり依然として介護士さんとか、「し」のつく業務、看護師さんとか、薬剤師さんとか、土木技師とか、そういう資格を持った職種はいつまでたってもなかなか足りないという現状があって、国でもここ数年で介護士さんとかの賃金も上げていた

だいたわけですけれども、やっぱりこれを本当に抜本的に何かやらないと。例えばこのようにロボットとかICTとかという話も出てきているわけですけれども、人材が今後一番大きいネックになるのかなど。何がなくても、やっぱり人材がいないと介護の現場が進まないと思いますので、これはやっぱり官民挙げて進めていかなければいけないことだなというのはつくづく実感しておりますので、資料4-2の4ページでもいろいろ新規で、質の高い介護、福祉サービス事業者の育成・確保ということで書き込んでありますけれども、またしっかりとこの辺をやっていたらと思います。

【大橋会長】 全体に人口が減っているし、生産性人口も減っているわけですから、特効薬はそう単純にはないと思いますけれども、もっとケアの科学化とかケアの省力化だとか、そういうものを相当意識しないとここ20年ぐらい大変なんじゃないか。

そのためにも富山の介護実習・普及センターを改組して、介護テクノロジー普及・推進センターを4月から始めるというのは、私は非常に高く評価していいかなと思っているんですね。多分、テクノエイド協会の理事長で知っている限りだと、全国的に見て最初なんだろうと思うので、これをもっと充実させて、ICTとかテクノロジーを使った介護の魅力みたいなものをどう売り出すか。そういう意味では、今の介護人材センターの業務の見直しもしなくちゃいけないのかなど思っているんですが、大崎委員さん、どうです？ 介護現場は。

【大崎委員】 国や県や多方面からの助成ですとか援助を受けさせていただける環境に大分恵まれてきておまして、多くの法人様が少しずつ、あとはかなり思い切ったケースもあります、導入事例が出てきております。

ただ課題は、導入したものの使いこなせていないということ。あともう一つ、さきの会議でも出ていましたが、職員さんの年齢によっては少し取りかかりにくいという介護層がいらっしゃるということ。あと、導入したものの、現場に対しての効果、実績がなかなか見えてなくて、それをどういうふうに実証して出していくかということ、そういったように伺っております。

ですので、導入の際には効果や実績がきちっと出るような、それを見越したような事前準備を現場と経営層がきちっと施して進めていくことが重要じゃないかという段階に入ってきているような気がします。

【大橋会長】 タブレットを使って、インカムを使って、すぐにケアを記録化できるというので、それによって省力化できる。それにメモリースキャンみたいなものを入れて、そういうところから入らないと、初めからすごい重装備のロボットを使ってというイメージが先行しがちだけど、それはやっぱり無理なんじゃないだろうかという話をしていた。

富山県も、インカムなんかを使えるようなものは補助金をくれているんですね。そこは進んでいるんだろうと思うんですが、障害者分野は進んでいるんですかね。高城委員さん。

【高城委員】 障害分野でICTの活用というのは、まだ十分ではないと思っています。

障害者施設には入所施設、通所施設がありますね。入所施設は生活の場みたいな部分がありますから、そこでICTなり介護ロボットの活用なりというのは、必ずしもどういう分野でできるのかというのがいま一つ見えていない部分がありますね。

【大橋会長】 ただ、障害者分野の場合には、ケアの場面で職員が使う機器というだけじゃなくて、障害を持った人自身が機器を使うことによって、相当コミュニケーションも取れるようになりますし発信もできるので、その辺の学習みたいなのがもっと進むといいので、さっき事務局からありましたように、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ができて

いるんですから、その辺もやっぱり学習があるといいかなと思うんですが、多分、障害者分野はWi-Fiもあまり入っていないんじゃないですかね。そういう意味では、同じ施設法人の中でも温度差があるのかもしれないなという気がするんですよ。

いずれにしても、ICT、介護ロボット、そのことがケアの科学化、ケアの魅力を高めるところをできるだけ早くPRできるような実績をつくるのが、多分、林委員さんが言われたとおり、すぐ特効薬にはならないけど、行くのかなという気がするんですけどね。

どうぞ。

【大崎委員】 先ほどの社会福祉法人の地域における公益的な取組の進め方で、私はちょっと飛び越して連携推進法人のほうに行ってしまいましたが、その前に社会福祉法人連絡協議会という連携体を活かした活動もあります。これは、社会福祉法人が種別を超えて、保育、障害、高齢各々の種別が繋がり、協働で公益的な取組を進めていく連携体です。この協議会の設立は、県内でもかなり進んでいます。

【大橋会長】 施設を経営している社会福祉法人経営者協議会の機関誌を読んでおりましたら、今までは施設のいろんな資源をどう地域に使うかという発想でしたけど、今月号は、「ふるさとを支える社会福祉法人」というテーマでしたよね。これはすごく大事なことなんじゃないか。中山間地などは、やっぱり施設が重要な地域を成り立たせる資源なので、あの「ふるさとを支える社会福祉法人」というネーミングはすごいと思うんですが、これは相当意識されているんですか。

【大崎委員】 我々の協議会では、ふるさとというキーワードがとても最近では重要になってきております。社会福祉法人は地域に根付いて活動してまいりましたので、これは非常に重要で、この先も「ふるさとを支える」ことを非常に大事に思って活動していかななくてはいけないということは言えると思います。

【大橋会長】 ただ、その辺のふるさとを支える拠点として施設経営する法人があるよということメッセージを出して、そういうところで働くんだよ、単なるケアワーカーという、単なると言うとやや語弊があるかもしれませんが、ケアワークという仕事だけじゃなくて、法人としての地域を支えるという、そのメッセージをもっと高校生とか若い人たちに、あるいは地域の人にも打ち出してほしいですよ。

【大橋会長】 どうぞ。

【宮田（伸）委員】 今の関連で少し発言したいと思います。令和3年度から5年度までの3か年事業で、富山短大が県の委託を受けて「地域での介護の仕事魅力アップ推進研究モデル事業」を実施しています。地域に出向いて、町内会や公民館だとか地区センターとかというところで介護についての勉強会をさせてもらっています。

それからもう一つは、介護助手の入門的研修の講習会も実施しました。2年間で20名受講しておりますけれども、その講師に地域の介護施設事業所の職員の方に来ていただきました。そして、もしその気になったら少し手伝ってみませんか、パートでもいいから働きませんか、という事業も始めています。

今年の2年目については、そうやって育った人たちも含めて、施設と地域をつなぐ事業「つなぐ・つながるプロジェクト」を行っています。住民の方たちにとっては、講習会や勉強会を開いても、やっぱり施設は敷居が高い、入りにくいと。ですから、今までは施設や法人の立場で地域貢献がやられてきましたけど、地域目から見るとまだまだ程遠い存在で入りにくいようです。特にコロナ対策で今は制限していますので。

結局、これはいいのかどうか分かりませんが、大学が間に入って施設と住民をつなぐというフラットなところで今は始めているんです。ですから、例えば施設のイベントなど、今まで以上に地域ごと、法人ごと、事業所ごとに、そういうつなぎのための事業を展開していく。そこに学生もフィールドワークとして参加するという形で、今は呉羽地区限定ですけれども、ずっとやってきているんですね。

そういうつながりが今年度は、養成校のある県下4か所ですね。滑川市、射水市、それから富山市の中心部（10地区）、呉羽地域（6地区）、そこでまず地域から這いまわるようにそういうつながりをつくっていかうということをやっているんですね。

今、県から毎年800万円、900万円と委託事業費を頂いて、専任スタッフも雇入れて、養成校は大変な苦勞をしているんです。これは本当に大学がやる事業なのかなという感じも一つあるんですね。本来は社会福祉協議会ではないかと。住民と施設をつなぐ。それでこそ地域福祉だと思っているんですが、そんな疑問が湧いてきます。

というのは、人材確保の面で、これは昨日も実は岐阜で養成校の全国大会をやってきたんですが、もうまさに養成校は存続の危機です。介護福祉士の養成校には、多分20数年前と同じレベルの数しか学生が来ていない。そして、入学生7000人のうち3分の1が外国人だと。

これには、国の介護人材の政策が転換したことが背景にあります。実務経験者として介護福祉士となる人、それから介護助手、これはシルバー人材センターでも取り組み始めていると思えますけれど、それから、もう一つは外国人ですね。外国人も特定技能になると、もう学校で勉強しなくてもいいということになるんですね。現地から直接資格ある人たちに来ていただいて、簡単な技能検査で、それですぐ職場に入れると。養成校は要らないという形になっているんですね。

それから、施設が直接、高等学校に人材確保のためのアプローチをし始めて、商業高校から1人、今年採りましたとか、そんな話が出るくらいですね。商業高校は多分、初任者研修さえやっていないはずですよ。

実は昨日の全国大会のテーマは、「進化・深化する介護、ケアの力～養成教育の持続的発展をめざして～」でした。もちろんロボットだとか感染症対策だとか、外国人労働者や外国人留学生の課題も含めて大いに議論しました。富山県出身の炭谷茂済生会理事長さんに基調講演をいただいたのですが、とにかく危機意識基が足りない、このままいったらもう介護は成り立たなくなるというかなり強い発言もありました。

養成教育の現場で地域とつながりながら関わっている者としては、これはとにかく大変な状況になっていると。しかし、地域から地道につなげていけば、まさに地域連携、地域包括ケアの下地をつくることのできるんじゃないか、地域から福祉・介護を変えていくことのできるんじゃないかという実感を持って、昨日帰ってきました。

【大橋会長】 ありがとうございます。やっぱり「ふるさとを支える社会福祉法人」というキャッチフレーズで、大阪などは施設でみんな、まるごと相談員みたいなのを置いているんですよ。だから、そういうふうになってきて、それと行政が進めている重層的支援体制整備事業と、そのコーディネートを社協がやるとかして少し介護の魅力を変えないと、やっぱり駄目なんじゃないかなという気がします。単体でやっていたのでは、正直なところ。

施設は全部で10万あるわけだし、経営する法人も2万あるわけだから、ここがもっと地域を見ていただいて、地域の関連連絡協議会で社協とつながって、それで住民の気楽なまるごと相談員みたいなのを配置して、困難事例が出てきたら包括支援センターとかの重層的支援体制につな

げるとか、そういうオール福祉という発想をしないと、福祉の中が縦割りになってばらばらでやっていたんじゃ、とてもじゃないけど乗り切れないんじゃないかというのが私の所感なんですが、どうなんですか、その辺は。よければ大崎さん、どうですか。

【大崎委員】 まさにおっしゃるとおりで、社会はSDGsという考え方が随分と、本当にお子さんも自然に理解して体得しておられますので、会長がおっしゃったような、そういった活動が非常にこの先も重要であると思います。

それと、SDGsの勉強会とかを行うときに、今は一般の企業様もお声をかけて一緒に勉強会を進めていくということもスタートしておりますので、民間の企業様とも手をつなぎながら進めていけることも非常によいことではないかと思えます。

【大橋会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。何か意見がありましたら。

【村上委員】 人材育成という話の観点からは、私もそういう意味では教育の現場におりますので、先ほど、まるごと相談員というようなお話もございました。そこには、前回の会議などでも言わせてもらったんですけども、つなぐ人間がしっかりいないといけないと。特にうちの大学なんかですと、社会福祉士という養成を、まさにソーシャルワークというつなぐ専門職を養成しているわけですが、地域の中での受入れの実習先がしっかりないというのが現状であります。また養成校も、富山大学さんも社会福祉士の養成をやめておられますので、そういう意味では養成校自体がもう完全に四年制大学としては私ども、あとは射水市にあります短大さんということになってしまいます。

そんな中で、やっぱり受皿となる地域の施設が人材育成そのものの受入れがなかなか難しいということになりますと、人材がまずはそこで育てられない、受皿がないという最初の話になってしまいますので、そういう意味では富山型としてしっかりと福祉人材を、介護も含めいろんな形でソーシャルワーカーも、あるいは介護職も看護師も、市町村の中でのそれぞれの受入れをちゃんと体制を整備していくということが、それこそ大学と施設と、そして地域の受皿がもう全部一緒になっていかないと、なかなか受入れはできませんよというのでは人材が育たない。それでは負のスパイラルになってしまいますので、受け口をしっかりとまずは設けていただくということは、抜本的な部分としては大事なのかなと。ましてや重層的な支援体制整備という話になってきますので、きめの細かい、いろんな地域の皆さん方とのつながりこそが大事。それこそふるさとを支える社会福祉法人づくりということであれば、法人の中でも買物支援なんかを考えられるような、空いている時間を使つての法人の活動なんかも既にやっつけらっしゃるところも当然あるわけでありまして。それを支えるにしても大学生を投入するにしても、ソーシャルワーカーの見習や実習先としての頑張り度合いをつくるにしても、やはり受皿がないといけないので、その受皿とのマッチングをどんなふうにしっかりと同じ温度になっていただくのかというところは、やはり我々大学養成機関としては強くお願いしたいなというところは思っているところがあります。

【大橋会長】 ありがとうございます。どうも1987年の社会福祉士及び介護福祉士法以降、日本はケアワークとソーシャルワークを完全に分けて考えるようになってきたんですね。これが私は一つ問題だと思っていて、イギリスなどはソーシャルワークが非常に強くて、ケアワークが全くなかった国ですけども、やっぱり在宅となってくるとケアワークが必要だと。じゃ、ケアワークだけでいいのかと言ったら、ソーシャルワークとケアワークは融合しなくちゃ

いけないと言って、イギリスは1998年にソーシャルケアという言葉を使い始めているんですね。私なども2000年から日本でソーシャルケアサービス研究協議会をつくって、在宅が中心になったら、ソーシャルケアというケアワークとソーシャルワークは一緒に考えるべきだと。そうしないとケアワークだけじゃなかなか難しいのではないかと思って、その辺を村上委員さんが言われたんだろうと思うんですね。

もう一つは、つなぎ役と言ったときに、やっぱりコミュニティソーシャルワーク機能というのが重層的支援体制整備事業では絶対必要なので、分かりやすく言えば、第1層が市町村だとすれば、第2層が地域包括支援センター圏域なんですね。地域包括支援センター圏域は専門職が結構いるわけです。だから、ここが施設を含めて横につながってくれたら、かなりのことができるわけです。

ところが、地域で暮らすということになると、3層の民生委員さんとか自治会長だとか、富山でいえばケアネット事業とか、これとつながらないと地域では生きていられないわけですね。だから、富山は2層の専門職施設と3層の民生委員、自治会、ケアネットの推進してくれる住民の方々、この2層と3層をつなげる。これがコミュニティソーシャルワークだと言って、それこそが厚生労働省が言う重層的支援体制整備事業のシステムなんだと思っています。

重層的支援体制整備事業といたら、1から7項まであるやつをみんなばらばらにしてやっているわけですので、またそこで縦割りができちゃうので、やっぱり2層と3層をつなげるということをもっと意識しないといけないかなと思うんですが、大体、村上さん、そんなまとめでいいでしょうか。

【村上委員】 大丈夫です。

【大橋会長】 そこに大学の学生が実習して、そういうことを学べるような機会をつくってくれば、もっと人材はいるよと、こういうことです。

【村上委員】 そのように思います。

【大橋会長】 ほかにはどうでしょうか。宮田求委員。

【宮田（求）委員】 これからの福祉は言わずもがなですけど、やはり行政だけに頼るということはだんだんできなくなるかなという思いがしまして、やっぱりそこは自助と共助、それから公助をいかにバランスよく考えていくかということだろうと思います。

今おっしゃったような地域の受け皿というのは、やっぱり私は大事だと思っていて、既存のケアネットは富山独自の福祉資源としては一つ大事なものだろうと。

もう一つは、介護保険にかなり綻びが見えてきている中で、国の動きとしても、要支援1、2の人を介護保険から外して市町村の事業としてやろうという流れがあって、実際この受け皿というものも県内ではぼつぼつと出てきていて、現場に入って聞いてみると、例えば黒部市なんかの事例では、もともとお年寄りの体操教室をやっていたというグループで、その人たちをずっと指導しているんだけど、やっぱり当然、月日がたてばその中で弱ってくる人たちが出てこられるわけで、そういう人たちの受皿として、国の今の政策とすごくアジャストして、行政の補助金を頂く形でミニデイサービスという場をつくることができた。

私はやっぱりここに一つ大きな意義があると思っています。行政のお金は地域に根ざした活動をやっていくようなグループに出すことが大切だと思います。地域の動きがもともとある中で、そこを行政がサポートしていくという形のことをもっと広げていけばいいんじゃないかなと思っています。例えば、一つ、もし考えられたらですけど、この指標の中に追加で、要支援1、2の

人の住民組織が支える仕組み、集落単位での組織、そういう組織の数というものを入れたらどうかかなと思います。

ちなみに、国はこの後、要支援だけではなくて、要介護1、2にも広げようかという。これは確かに議論は必要でしょうけど、そういう動きもある中で、やはり地域のそういう活動も行政が支援していくという一つの指標としてあってもいいんじゃないかなと思います。

【大橋会長】 ありがとうございます。これは結構難しいんですよ。全国の市町村社会福祉協議会は、全国社会福祉協議会が提唱した事業型社協という言い方をして、住民が求めている具体的なニーズを開発して提供することと地域づくりとを一緒にやろうというのを1994年からやっているわけですね。随分、福祉サロンをいっぱいつくってきたわけですね。それから、福祉公社に代表されるように、利用会員とサービス協力会員とがつくってやってきたのを、実は介護保険で全部潰したんですね。だから、それから約二十数年たつから少し変わってはきたけれども、相当アレルギーがあるわけです。

今回、介護予防でB型だとか何とかと言われたときに、何を言っているんだというのが率直にあったんだと思いますね。厚労省は担当者がどんどん代わっていますから、人事異動でそんなことはあまり分からないようになっていくんですけど、社協の人はあまり人事異動がなくて、そのままですから、これはかなり抵抗感がある。だから、そのところをどういうふうにつくり直すかというのは、また事務局と相談しますが、指標になるかどうか。

それ以上に、ケアネットという1991年から1992年から富山でやっている、これをもっと生かす手はないかなと。これと2層の専門職をつなげてあげたら、住民の方も負担感なくいろいろなことができるのかなと思っています。

【宮田（求）委員】 まさに、もし指標で入れるとすれば、通所型Bの開設箇所数とか、あるいはそれに準ずるものとしては、週一サロンという介護予防の体操、週1回介護予防の体操を開くという、この設置箇所という言い方をすればクリアじゃないかなと思っています、今会長がおっしゃったように、確かにかつては地域で担っていた部分を介護保険制度なんかで行政がそこを肩代わりしていったという部分はあるのかなと思いますので、改めて地域のそういうつながりを結び直すという意味では大切なかなと思います。

【大橋会長】 それで、実は会長として悩んでいるのは、資料4-2の7ページにあるんですけども、今、宮田求委員が言われた、これは地域包括ケア研究会報告書で2015年だったでしょうか。自助、互助、共助、公助と分けたんですね。これをめぐっても相当アレルギーがあるので、これを入れたらどうするかというのは少し悩みなもので、皆さんの意見があればお聞きしたい。これでよければ、富山県の方は納得するよと言うのならこれでいいのですが、入れて反発されても嫌だなどという思いがあったりして悩んでいるんです。

というのは、互助と共助の関係というのはよく分からない。共助と公助で、今や保険が全部共助かと言ったらそうじゃないわけなので、便宜的に使っているだけかと言いたくなっちゃう部分もある。最後、多分、事務局からパブリックコメントにかける審議会に原案を出すのにどうするんだという話があるんですけど、もし御意見があればお聞かせいただければありがたい。宮田委員は納得ですか。

【宮田（求）委員】 そうですね。だって、基本やっぱり自助というものが先にあるというのは、これは私の価値観ですけど、やっぱり自分の判断で行動することが先にあるべき。例えば認知症の方は、その時々とかその日によってはちゃんと活動できる日がある一方、調子が悪い日が

ある。調子がいい日にはその人が仕事をしてお金をもらえるというところで、生きがいを感じる。そういうことを聞いたりすると、人の尊厳を尊重するという意味では、できるだけ自分の判断でやれる分野を広げる。そこを周囲がサポートすることが大切だと思います。

【大橋会長】 気持ちはそうなんですけど、例えば医療的ケア児の問題が出てきたりとか障害児・者の問題になると、何だ、自助と。だから今、東大の熊谷さんなどは、そもそも他人に頼って生きることで体が当たり前なんだ。1人で生きられないんだから自助という言い方はいかなものかと、こういうふうに言う方もいて、なかなかこれは哲学的には難しいんです。そういうこともあって悩んでいるんです。

【宮田（求）委員】 人によって違うし、その人の人生のステージにおいても違うという。私は自助とか共助というのは別にばらばらにあるんじゃないかと、やっぱりグラデーションみたいなイメージなんですね。

【大橋会長】 全体はウェルビーイングという、その人らしく生きるということを保障しようという。障害を持った人だってその人らしく生きるわけで、それは必ずしも自助という概念からいくと少々違うなということだし、成年後見で国連が言うように、本人の意思確認をちゃんと最後までやっていないじゃないかと、安易に代行制度に乗せるというのは問題だと、イギリスのメンタル・キャパシティ・アクトみたいなものを基にして指摘しているわけなので、そんなのからいくと誤解を招く危険性もあって、分かりやすく使いたいんだけど、どうかなというのはずっと悩んでいるんです。

【宮田（伸）委員】 いろんな考え方があって、こうやって定義があって、関連し合いますよということではすっきりするんですが、こうやって分けていくと、逆に縦割りになってしまう。前から言われていましたけど、自助を強調すると、やはり自己責任ということにつながりやすいんですね。虐待の問題にしても何にしても、それは自己責任だと。あるいはホームレスについてもそうだというふうな論調になりがちなんですけれども、社会的背景なり心理的背景なり様々あるので、よく議論されることは、依存的自立か自律的依存かというような話がありましたけど、それを彷彿とさせるようなことなんですけど、包括的社会、社会的包摂ということを見ると、あえて区分けして書かないほうが、むしろ「我が事・丸ごと」でしたか。そっちのほうが分かりやすいのかなと。みんな自分事なんだという。

あるお医者さんが言っていましたけど、生まれたときはみんな要介助だと。死ぬときも要介護だと。これはレーガン大統領だってサッチャー首相だって、みんな認知症になったじゃないかというふうな分かりやすい議論、問題を提起されたことがありますけれども、変に自助が強調されるとどうかなという感じになりました。

【大橋会長】 ありがとうございます。資料1の計画をめぐる現状と動向の中の一番下の白い丸ですが、障害者の地域移行や、発達障害・難病・医療的ケア児など多様な障害への包括的な支援の拡充って、ここでは包括的な支援と言っているのだから、共助か公助か互助かなんて分けなくてもいいかなという思いもあって、包括的支援でその人らしく生きるウェルビーイングでいいんじゃないかなんていうようなことを考えている、悩んでいることの一つです。ありがとうございます。

何かほかに意見のある方。どうぞ、吉本委員さん。

【吉本委員】 初めに、感染症対策の話は別立てでお話が出たんですけど、私は感染症に関しては、いろんな分野にわたる問題で、福祉と限定するとどうしても個別的なことしか言えないよ

うな気がして、今の時点で別立てでいろいろ書くとなってもかなり抽象的になるんじゃないかなと。本当はすごく大事なことで、医療の場にいましても、感染症、例えば私が行っているような、福祉系のところにも顔を出したりしますと、やはりコロナが出たらどう対応するかという、勉強会もいろいろしますけれども、実際なかなか難しいんですね。認知症の人なんかがいて。当然そういう人たちの対策というのはきちんとしなきゃいけないでしょうし、どんどんいろんな人が感染していけば、医療機関で誰も診る人がいなくなってという、ああいうときはどうするかとか、今後、医療だけじゃなくていろんな分野で感染症に関して、きちんと話し合うとか、そういうところを設けて一度はきちんとしなきゃいけないんじゃないかなという思いでいます。これはある程度個別的でしようがないのかなという具合に思っています。

【大橋会長】 吉本先生が言われた資料4-1の25ページの(7)で、介護サービスの安定的・継続的提供の中に、新型コロナウイルスのような感染症や地震、水害等の自然災害が発生した場合であってもというBCPのことを言われているので、これで読めるよねという話ならばそれでいいのですが、あまりにも第8波まで来たとなると、少し記載したほうがいいかなと思ったんですが、先生がそう言ってくれたので、この25ページの(7)のところに含まれているとします。

【吉本委員】 本当は大事で、いろんな分野に全部影響してしまうので、福祉系だけでどういろいろ網羅するのは少し難しいかなと思います。

【大橋会長】 分かりました。ここにもう少しBCP的な施設なり、そういう組織なりサービスを提供している団体、施設等のBCPという考え方を少し付け加えるなりすれば、それでいいことにいたしましょう。ありがとうございました。

【吉本委員】 あと、私は精神科の医者でもあるので、本当はいろんなことを言いたいところなんだけど、精神保健福祉法という法律があって、そっちにも縛られてしまっているんで、福祉のこの分野で勝手に言うのは言いにくいところがあって、お話を聞かせていただくのがどうしても主になってしまう。

【大橋会長】 ありがとうございました。ほかにはいいかがでしょうか。どうぞ。

【高城委員】 以前、国際障害者年というのがあって、そのときのスローガンには完全参加と平等というのが言われましたよね。要するに、障害があってもいろんな社会活動に参加できるようにバリアをなくしましょうということ。車椅子でもコンビニに行けるようにしましょうとか、階段をできるだけ少なくしてみたいなことが言われていまして、結局そのところを、さっき会長が言われた、自助なのか、公助なのか、共助なのかみたいな話も、そういう問題の立て方をすればそうなんだろうけれども、完全参加と平等、障害があっても認知症になっても、地域で社会生活を営めるようにするのが当たり前の社会なんだと。そういう社会を目指すのが共生社会なんだというようにところの認識のされ方みたいなのをもう一度考えてみたらどうかなと、今、議論を聞いていてそう思ったんです。

それともう一つは、マイクを持ったついでに言いますと、介護メンバーについて、人材の確保とか定着というのが今盛んに言われています。そんなことを言われるということは、確保ができない、定着しないということの裏返しとして確保と定着ということが言われているんだと思うので、何でそんな形になっているのか、介護現場はそんなに働きがいのない職場なのか、生きがいのない職場なのかということ考えたときに、決してそうではないと。

例えば障害者との触れ合い、高齢者との触れ合いを通じて、若い人たちがいろんな意味で啓発

されて、自分が今後生きていくにはどうしたらいいかというようなことを、生きがいみたいなものを感じているという人もたくさんいるわけなので、そういうところの部分をもう少し前に出して、介護職場も働きがいのあるところなんですよということを見えるようにしてあげるといのが必要なのかなと思いました。

【大橋会長】 具体的にどこかのどのページとかはありますか。

【高城委員】 それは今、具体的にないです。ただ、理念的なことでお話があったので、そういう大きな理念の中でどう具体的に表現していくかということを考えていったらどうかということ。

【大橋会長】 例えば資料4-2の32ページですかね。社会的に配慮が必要な人々への対応で、従来、障害者ということで、障害者の問題については30ページのところに障害等を理由とする差別の解消とありますけれども、今はもっと発展してLGBTだとか在留外国人の方だとか、あるいは刑務所を出た方だとか、そういう方まで含めてその方々の人権なり、その方々を排除しないソーシャルインクルージョンというふうなことでかなり書いていただいているんですけど、今、高城委員さんの言われたことであればここでもよろしいかなという思いもするんですが、よろしゅうございましょうかね。趣旨は大体こういうところだし、直接的には30ページの障害及び障害のある人への理解の促進だとかということも書いてございます。

一番最初に大崎委員さんが言われたような、ふるさとを支える社会福祉法人ということで強く出してもよければ、私は福祉でまちづくりと言っているんですが、農福連携だけじゃなくて、やっぱり社会福祉法人が地域の拠点になっていく時代が来ているんじゃないだろうかと。中山間地なんかを見ていれば余計そう思うので、そういう意味では従来の福祉経営という発想よりも、もっと地域を豊かにする、地域を支える、福祉でまちづくりをするところを、資料4-1の28ページから29ページにかけてその辺を少し書き込んでもよければ、ふるさとを支える社会福祉法人で、社会福祉施設で使ういろんな食料の地産地消だとか、あるいは農福連携だとか、相当、社会福祉法人の持っているエネルギーというのはこれでも使えると思うので、少し書き込んでもいいですかね。

なかなかそんなことを言われちゃうと困るという話かもしれないが、計画だから、その方向へ行こうよということだからね。計画には入れたけどできなかったというのはいっぱいあるからいいんだけど、何かそういうメッセージみたいなのを出せば出したいなという思いもするんですけどね。意見があればどうぞ。

【村上委員】 農福連携という話の部分なんですけれども、農福だけではなかなか、第1次産業の方々がお金を回すというかマーケティングをして、それをまさに工賃に反映させるというところのノウハウが本当にあるかということ、実際はまだまだビジネスコンサルタントの方を招いて学んでいるような現状でありますので、そういう意味では、農福に商業を加えないと、そこら辺の工賃向上に速やかに移行はできないなということは、どのB型の事業所もこれは考えていることではないかなと思います。

だから、農福に商業をつけるということがとても大事なことじゃないかなということは常に思っていることなんですけど、そうなったときに、今ほど社会福祉法人に限らず、考えてみると、福祉に関わるような分野にまたがる様々な業態の方々がたくさんいらっしゃるように本当に思います。それは、平成20年度に二階さんが経産大臣でおられたときに、それこそソーシャルビジネスだとかコミュニティビジネスという言葉を出されました。ソーシャルファームというよう

な言い方をしている場合もありますけれども、そんな中のコミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの方たちが地域の中で活躍できるようなことも、指標の中では言わないまでもこういったところに書き込んで、もっと広く業態を見ていく中から全体で支えていくというような、そんな文言も非常に大事ではないかなと考えます。

【大橋会長】 確かにコロナでマイナスだけじゃなくて、リモートワークが広がってきて、リモートワークとITなりICTがつながって、かなり障害を持った人の雇用の場面というのは広がったんですよね。だから、従来の小規模作業所の授産のB型の工賃という感覚だけじゃないのかもしれないですね、発想は。その辺は少し夢のあるというか、新しい文章は書き込んだほうがいいかもしれないですね。

昔、脳性麻痺の人はすごく労働が難しいと言ったけど、今は脳性麻痺の人がパソコンを使っていろんなことをするわけですよね。それから、今の私のところの事務所に来ている人もひきこもりの人なんだけど、15年間引き籠もっていたんだけど、パソコンは上手なので、それを生かして週1日研究所に来てくれと言って来てもらっているんだけど、実際には自分の家でいろんなこともやってもらうとなると、働くイメージが全然違うんですよね。この人は引き籠もっていると言うのかという話になってくるわけですね。リモートワークができちゃう。

だから、そういう意味では従来の考え方を少し変えないと、新しい福祉の施策というのは展開できない時代に来ているかなという思いはしますね。

【村上委員】 ベッドサイドでやはり重障の方が銀座で指先一つでコーヒーを出す時代になってきていますので、そういう意味ではいろんなビジネスモデルが大分変わってきているように思います。

【大橋会長】 ぜひそれはこのページのこの辺にこういう文言で書いてくれと言わないと、意見だけいただいていると事務局がパンクしちゃいますので、申し訳ないですけど、一番最後に意見があったら書いてくださいとありますので、何ページのどこにこの文章を入れてくれとか、そういう提案をしてくれると大変私どもは助かります。

【村上委員】 もう1点だけ。これはそういう意味では、資料4-2の32ページにソーシャルインクルージョンという、先ほど会長も何回も主張されておりますが、インクルージョンという考え方、それはいわゆる外部の方を中に入れるという発想からのインという印象が非常に強く、現在はどちらかといいますとソーシャルインクルージョンというよりもトランスクルージョンというか、相互に乗り入れをしながら、お互いに響き合いながら、いわゆる相乗効果をもたらす、交互作用をもたらすという言葉がこれからの主流になってくるのではないのかなとも思っています、外の方を中に入れる、包み込む発想というのは一方的な矢印のような印象を受けるということも、我々の福祉の現場の中でも少しずつトランスクルージョンというような捉え方が大事なのかなとも考えているところです。

【大橋会長】 それは使ったほうがいいですか。LGBTのところになるんですかね。

【村上委員】 微妙なところではありますが、考え方の中では理念に。

【大橋会長】 重層的支援体制整備事業が支え合う関係と言っているのだから、まさにそれはそれで必要ですけど、あまり片仮名ばかりだとパンクしそうなので、できるだけ分かりやすい話がいいですね。

さて、あと残り少ないのですが、例えば資料4-2の19ページの在宅福祉・医療サービスの充実で、地域に密着した在宅福祉サービスの充実、これが今後ますます重要になってくるんだと

思いますね。

富山県社協でも今研修をやっている中で、こういう在宅福祉を支える問題解決プログラムなどを研修生につくってもらっているの、今後これは相当必要になってくるんだろうと思うんですね。

それと、20ページの地域における日常的な支え合い体制の構築、これもやっぱり大事なんですね。ですが、それが44ページに行きますと、44ページは4層体制の共生のケアネットワークの形成となっていて、コミュニティ圏域、市町村圏域、広域圏域、それから県域における役割分担と言っているんですね。ここのところが少々分かりづらいと。

コミュニティ圏域というのは、今の重層的支援体制整備事業が出てくる前の厚労省の介護保険の中心の圏域というのは、先ほど来言ったように、市町村が1層で、地域包括支援センター圏域が2層で、第3層が小学校区なんですね。ところが重層的支援体制整備事業になってくると、これがどうもひっくり返っていて混乱をしているので、広域圏域と県域が出てきたから分からなくなっちゃったんですね。だから、広域圏域と県はそれはそれで別に書くとしても、やっぱり基盤は市町村圏域なので、市町村圏域を1層にして、地域包括支援センター、中学校区レベル、日常生活圏域を2層にして、小学校区レベル、3層を民協とか民生委員さんとか自治会だとか、それを3層にするということであまり整理をしないなと思っています。

市町村を超えてもっと広域にやるということは当然出てきますから、広域とか県域というのがありますが、それは1層、2層、3層と言わなくてもいいのか、今それで悩んでいるんです。どっちにしようかなと。厚労省自体も何か混乱をされていて、介護保険の1層、2層、3層と重層の1層、2層、3層がずれちゃう危険性があるんです。ましてや2008年の安心生活創造事業で言っているときの1層、2層、3層というのは市町村が1層ということなので、この辺は整理して、取りあえず言いたいのは、コミュニティ圏域というのを2つに分けないと分かりづらいですよ。中学校区レベルと小学校区レベル。中学校区レベルは専門多機関、専門多職種がいっぱいいる。そこの連携が重層的支援体制で言われてきた。3層は、重層でいえば社会参加、地域づくりをやってください。ここはそれこそ地区社協とか、富山の場合でいうとケアネット活動ということになるので、このケアネット活動の持つ意味はもっと強調して書き込んでおきたいなと思っていますので、その整理をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

広域と県域をどう。図に書きちゃうと、やっぱり広いほうが上なので県域が一番上で、そうすると小学校区が1層、中学校区が2層、市町村が3層なんだけど、市町村を3層で言ってよければそれが図としてはいいんですけどね。ということも悩んでおります。

何か意見はありますか。ある程度事務局にらせていただいてよろしゅうございますか。じゃ、事務局と少し整理をさせていただくことにいたします。

あと5分ぐらいしかないんですが、こども家庭庁関係では、この辺はというのは何かありますか。まだ全体が見えないので難しいのですが、取りあえずこども家庭庁の線と点だとか、虐待問題とか。

すみません。さっきの1層、2層というのは、実は要保護児童対策なんていうのも1層、2層、3層にする必要があるんじゃないか。障害者自立支援協議会も1層、2層、3層にする必要があるのかとか、結構大きいですね。介護保険は一応、1層、2層、3層で地域ケア会議とかをやっているし、重層では重層的支援会議とか支援会議というのが出てきたので、障害分野も子供の分野も実は同じ発想をしないと圏域で混乱をしちゃうということになるんですね。その辺の整理は

少ししたいと思いますが、こども家庭支援監、何かありますか。こういうことを書き込んでほしいということがあれば。

【五十里厚生部次長】 ありがとうございます。当然、今会長おっしゃったように、国の全体の動きが見えていないというところなものですから、あまり具体的なものは書き込めないといったところがあるかと思っています。

一旦こちらでも整理をさせていただいた範囲が今の書きぶりかなと思っていますので、もしもさらにこういったものがあればといった御意見等があれば承りたいと思っています。

【大橋会長】 ある意味では、子供家庭支援センターを市町村圏域につくるのか、それとも中学校区圏域につくるのか、重装備にするかやや軽装備にするかによっても違いますけれども、それは結構大きいんですね。

私が子供家庭支援センターを東京都でつくったときには、1994年ですけれども、例えば児童相談所というのはその当時、東京都は12しかなかったので、児童相談所はとても対応できないと。子供家庭支援センターをつくってくれと。区市町村に最低1か所と言ったんですが、三鷹とかいろんなところは2か所以上つくってくれているわけですね。

そんなことを考えると、富山市の例なんかも考えると、人口42万で包括支援センターが今32ある中で、子供家庭支援センターは1か所で大丈夫かななんて思ったりするので、この辺をどういうふうにするのか。富山市は中核市だから別枠であっても、大きいところではやっぱり1つでいいのかな。高岡とか。

【宮田（伸）委員】 市町村によって特性、規模、いろいろあると思うんですね。ある程度大きなところで1か所集中というのは、あまりよろしくないのではないかなと思いますね。

むしろ、これまで置いてきたところ、例えば射水市なんかは民間の保育所に子育て支援センターを置いているというところになりますね。身近なところで出入りできるようなところじゃないと、難しいのかなという気がします。

その関係で言いましても、保育所の多機能化ということは今言われ始めていまして、こども家庭庁との関係で言いますと、やはり子ども家庭福祉ソーシャルワーカーを養成しようという話になっていますので、経験のある保育士だけでそういうふうにはやっていいものかどうか分かりませんが、やはり地域でしっかり相談相手になって、つなぎ役ができるような人材ですね。保育の分野での、教育課程の分野でのソーシャルワーカー。社会福祉士だけでも駄目でしょうし、保育士だけでも駄目でしょうし、新しい職種だと思いますけれども、ここはやっぱり5年先になるとかなりの数になるような気がしていますので、これをどこにどう配置して位置づけるかということだと思います。

【大橋会長】 東京都は1994年で子供家庭支援センターを区市町村に最低1か所という言い方をして、そしてそこでは保健師、保育士、社会福祉士は3人がチームで仕事をしなさいという言い方をしているので、誰か1人というに任せてはいない。

それを見て、厚労省が児童福祉法改正で保育園に子育て支援センターを設置した。これが混乱のもと。どうせやるんだったら、子育て支援センターじゃなくて子供家庭支援センターみたいに広げないと、子育て支援センターでは多分対応できないと思う。

その辺はどうなんですか。

【宮田（伸）委員】 旧厚生省時代の平成元年頃に、保育所を地域の子育ての相談センターにしようという構想がありました。電話相談ですとか、相談支援の人材を1人置くとかということ

で、モデル事業から始まりました。ただ実際には、射水市ですとかの例を見ていると、やはり経験のある保育士が中心になって、例えば妊婦さんと先輩ママが交流する取組をしたりしているんですね。センターは気軽に行けるところが望ましくて、大型の駐車場を利用して、どこか高い建物の中にセンターがあるとかというのはいかなるものかという感じはしています。

【大橋会長】 いずれにしても、保育園による子育て支援センターか、東京での子供家庭支援センター。例えば東京でも子供家庭支援センターに行くと、三鷹の場合なんて児童虐待は相当そこで対応できているんですね。

【宮田（伸）委員】 それはまた、どちらもいいですね。

【大橋会長】 村上委員、時間がないので短めにお願いします。

【村上委員】 すみません。もう一つは、母子保健法等々の子育て世代包括支援センターというのがあります。

富山市なんかは保健福祉センターの中に機能を持たせていたりとか、あるいはそういうようなところでの法律によっていろんなものがつくられているところを、こども家庭庁がどんなふう集約していただけるようなところがあるのかどうかと、富山としてどう考えていくのかというところは、私も子育て世代包括支援センターは医学モデルで動いているように今は思うので、気になるところです。

【宮田（伸）委員】 母子保健制度はどうしてもそうなりますね。

【大橋会長】 さて、いろいろまだ御意見があり、出尽くしていないかと思いますが、先ほど参考資料で言いましたように、11月25日が新しく任命された社会福祉審議会の第1回の会合でございまして、その第1回の会合に福祉基本計画専門分科会として報告をするということになりました。私が報告をするということだそうでございます。

ついては、あと1週間しかない。その間に休日も日曜日もあって事務局は大変だと思いますが、取りあえずこれだけはぜひ考えてほしいという御意見がございましたら、一番最後にあるペーパーで意見を述べてください。何ページのどの部分をこういうふうに変えたらどうかというようなことを言っていただければと思っています。

その後は、申し訳ないのですが、あまりこういう審議の仕方はしたくないのですが、状況が状況なので、分科会長に御一任いただいてよろしゅうございましょうか。私の責任で社会福祉審議会に取りあえず報告させていただきます。完全無欠なものを社会福祉審議会のパブリックコメントの原案にするというふうには思っておりませんが、それにしても専門分科会をやってきたわけですから、責任を持って報告せざるを得ないと思っています。

そんなことで、分科会長に御一任いただくということでもよろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

そして、当の社会福祉審議会にも、実はパブリックコメントをかける前には一度時間をくれない難しいので、第1回の社会福祉審議会の審議を踏まえて、分科会の分科会長と社会福祉審議会の会長の協議でパブリックコメントの原案をつくり出すということをお諮りいただいて、そして一定の期間、11月末なら11月末とか、12月10日とかにして、それから1か月間パブリックコメントを受けるという手続を取らせていただきたいと思いますと思いますが、事務局を含めてよろしゅうございましょうか。

じゃ、事務局がうなずいてくれましたので、そういうことで、やらせていただきたいと思います。

それでは、予定した時間を超えましたので、これで終了したいと思います。何か皆さん方よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、これで閉じさせていただきます。今日もどうもありがとうございました。事務局に司会進行をお返しいたします。

【中村主幹】　　ありがとうございました。

委員の皆様には、今ほど大橋会長からご説明いただきましたとおり、御意見等がございましたら事務局までお寄せいただきたいと思います。大変恐縮ではございますが、審議会に委員の御意見を反映したいと思っておりますので、21日までに頂ければ大変ありがたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —